社労士ニュース 2024年 12月号 発行 2024年 12月18日 水

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



郵便局課長 A は通勤途上に盗撮行為をした。 そのことを理由に懲戒解雇された。A は名古屋地裁に訴えた。 さて、名古屋地裁の判断は? (令和 5 年 地位確認等請求事件)(令和 6 年 8 月 8 日 判決)

事件の概要は、

原告 A は、2001年 4 月に、郵政省に入省し、2022年 4 月に C 郵便局郵便部課長に任命されていた。解雇時の賃金は、39 万 3,943 円であった。2023年 7 月 12 日(金)、通勤途上の勤務時間外で、名古屋市営の地下鉄車内で盗撮をした。同日、愛知県迷惑行為防止条例違反で逮捕された。翌日 13 日に釈放された。A は、2023年 7 月 18 日(木)に始末書を提出し、7 月 26 日(月)に被害者に被害弁償した。

被害者が被害届を取り下げるという内容の示談が成立した。

郵便局側は、2023 年 9 月 21 日(土)、A を本件行為を理由に懲戒解雇し、退職手当について 100 分の 30 を支給することにした。

名古屋地方検察庁は、2023 年 11 月 16 日(土)、本件行為に係る愛知県迷惑行為防止条例違反被疑事件について不起訴処分をした。なお、本件行為及び刑事手続きについて報道されたことはなかった。

郵便局側の懲戒規程によると、職務外の非違について、刑事事件により有罪とされた者は、「懲戒解雇から減給」とし、刑事事件により有罪とされた者以外の行為により会社の信用若しくは名誉を棄損し、または業務に支障をきたした者は基本「減給から注意」とし、重大なものは「懲戒解雇から停職」とした。

郵便局側の主張(被告側)

- ①郵便局側は、懲戒規程を定め、懲戒標準により量定を決定している。 郵便局側においては、社員の盗撮行為は刑事事件により有罪とされた者でなくても、重大な非 違行為と捉え、行為者に対して一律懲戒解雇をもって臨んでいる。
- ②原告は、これまでも業務外非行による信用失墜行為の禁止を研修等で繰り返し指導していた。
- ③原告は、2020年4月1日からa郵便局第4集配営業部長、

2021年4月1日からb郵便局郵便部課長

2022 年 4 月 1日から c 郵便局郵便部課長として、信用失墜行為のないように部下に指導する立場にあった。

- ④原告は、2022年夏ごろから通勤の電車内で卑劣な盗撮行為を繰り返した。
- ⑤原告の平素の勤務成績は C 評価であって、酌量減免がされるほど良好な成績とはいえない。
- ⑥原告は、罪を一貫して認めているだけで改悛の情が顕著と評価できるものでない。
- ⑦原告の妻が自発的に本件行為を郵便局側に報告したもので、原告自身は、郵便局側への連絡を 強く拒んだ。

- ⑧2024年8月26日(月)の示談の報告は、2024年9月14日(土)になって報告があった。
- ⑨本件懲戒解雇時に新聞報道がされていないことをもって、会社に与える損害や影響が軽微なものとは言えない
- ⑩原告に対して、事情聴取や始末書等を通じて弁明の機会は十分に与えている

裁判所の判断

懲戒解雇の有効性

- ① 原告 A の行為は、報道されず、郵便局側の社会的評価の低下はなかったとの原告の主張を考慮しても企業秩序に直接の関連を有するものであり、局側の社会的評価の毀損きそんにつながるおそれがあると客観的に認められるから、懲戒の対象になりうる。
- ② 原告 A は、2022 年の夏ごろから同様の手口で盗撮をしていたと供述をしていることなどから すれば、本件行為は極めて卑劣なものであり社会的に厳しく非難を免れられないものである。
- ③ 原告は郵便局郵便部課長として、業務外の非行の根絶を指導する立場であったことが認められる。

懲戒解雇の無効性

- ①本件行為は会社の業務に与える影響や会社の社会的評価に及ぼす影響は低いということができる。
- ②刑事手続きについて報道されていない
- ③本件行為が社会的に周知されていないことが認められる
- ④原告は本行為の翌日に釈放されてる
- ⑤本件懲戒解雇時点で本件行為及び原告逮捕によって、郵便局側の業務等に影響を及ぼしたと評価することができる具体的の事実関係があるとは言えない。
- ⑥原告が過去に懲戒処分歴を有していないことを考慮すると、本件行為を懲戒事由として、懲戒 解雇を選択したことは、懲戒処分としての相当性を欠き、懲戒権を濫用したものとして無効で あると言わざるを得ない。
- ①郵便局側は、原告が本件行為による逮捕を郵便局側に報告することを拒んだなどと主張するが、これを認めるに足る証拠ない上、原告の妻は原告が本件行為による逮捕された日に郵便局側に連絡して、本件行為による逮捕を告げており、この点も結論を左右する者までは認められない

裁判所の主文

- 1 原告 A の解雇は無効。(労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する)
- 2 郵便局側は 2023 年 10 月から 2024 年 8 月までの毎月 39 万 3,943 円を支払うこと。

民事第1部 裁判官 山田亜湖さん

ここで、長年の労働審判員の経験と労働局での特定社労士としての代理権を行使してきた経験から原告 A のような指導的立場の人が本件行為したことで、懲戒解雇が逃れられるとはどうも疑問を持たざるを得ない。普段、部下に非違行為はだめだと言っているのです